

専任教員 各位

和光大学地域連携研究センター
センター長 倉方 雅行

2023年度社会連携研究プロジェクト募集について

以下の要領で2022年度社会連携研究プロジェクトを募集します。プロジェクトの種類、申請方法、予算額などについて、以下をご確認の上、ご応募ください。

< 社会連携研究プロジェクトとは >

社会連携研究プロジェクトは、和光大学の学術的な蓄積や教職員・学生の力を活用し、各専門分野で地域に貢献する研究教育活動を行う事業です。本学専任教員1名以上によって構成されます。

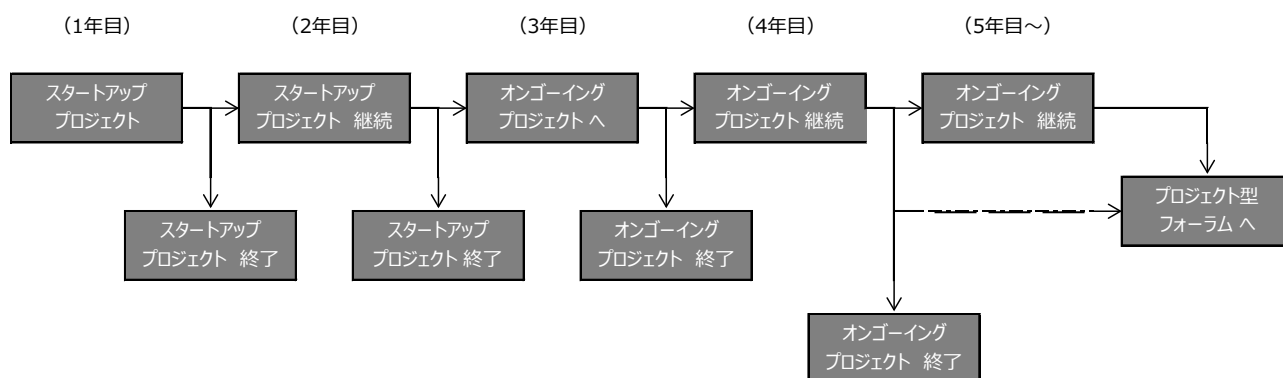
< 社会連携研究プロジェクトの種類 >

区分	事業内容
スタートアッププロジェクト	スタートアッププロジェクトは、2年以内とします。なお、2年のプロジェクトであっても、年度ごとに申請が必要です。
オンゴーイングプロジェクト	スタートアッププロジェクトの終了後、その成果を踏まえてオンゴーイングプロジェクトに申請が可能です。2年を越えて活動が可能ですが、その際は、延長のための申請書が必要です。

< 申請形式について >

- 2023年度に新規で申請されるプロジェクトは、すべてスタートアッププロジェクト(1年目)での申請となります。
- 2022年度開始のスタートアッププロジェクト(1年目)で、2023年度も継続を希望する場合は、スタートアッププロジェクト(2年目)での申請となります。
- スタートアッププロジェクトを2年継続し、さらに同一プロジェクトの継続を希望する場合は、オンゴーイングプロジェクト(1年目)での申請となります。
- オンゴーイングプロジェクトは2年を超えて継続することができますが、年度毎の申請が必要となります。

【 プロジェクト申請フロー 】



< 社会連携研究プロジェクトの申請方法 >

- ① 原則、各プロジェクト30万円以下で予算を積算してください。
- ② 同一内容で2年目のスタートアッププロジェクトに応募する際は、計画や見積内容等と併せて、継続の必要性について記載してください。
- ③ オンゴーイングプロジェクトに応募する際は、これまでのプロジェクトの実績・成果を踏まえ、さらにプロジェクトを継続する必要性について、地域の方々などからの客観的な評価も含めて記入してください。

< 申請時の留意点 >

- ① 本プロジェクトの対象となる研究は、その調査・研究結果が、和光大学が立地する周辺地域と研究対象の地域に還元され、ひいては、それらの地域の発展や活性化に寄与していくものであることが求められます。なお、研究対象地域は、大学が立地する「町田市」「川崎市」に限定されません。
- ② プロジェクトは本学専任教員 1 名以上によって構成されます。
- ③ 同一のプロジェクトにおける研究期間は原則として2年以内になります。ただし、オンゴーイングプロジェクトは、2年を越えて継続することができます。
- ④ プロジェクトには、研究の必要に応じて、本学専任教員以外の者を共同研究員として委嘱することができます。
- ⑤ 各プロジェクトには、本学専任教員の代表者を置く必要があります。なお、同一の本学専任教員が複数のプロジェクトの代表を兼ねることもできます。
- ⑥ サバティカル教員は、原則として代表者になることができません。また、研究プロジェクト予算の執行もできません。ただし、プロジェクト進行上、必要性が認められる場合はこの限りではありません。詳細は企画室担当にお問合せください。
- ⑦ 予算作成の際には、できる限り流用が発生しないように積算してください。
- ⑧ プロジェクトによっては、予算を重点的に配分することがあります。
- ⑨ プロジェクトは、研究活動の成果若しくは経過について、翌年度の5月末日までに、所定様式の報告書を地域連携研究センター長に提出してください。提出された報告書は、冊子等を通じ広く学内外に公表します。

< 提出方法 >

- 提出書類 ①事業計画書 ②予算見積書
*各書式をご希望の方は、企画室 社会連携研究プロジェクト担当までご連絡ください。
また、[地域連携研究センターのHP](#)からもダウンロードできます。
- 提出先 企画室 社会連携研究プロジェクト担当（岡本、稲木）
メールアドレス：renkei@wako.ac.jp
- 提出期限 2022年10月25日（火）16時00分 厳守
- 提出方法 提出書類①②のデータと文書を上記提出先に提出してください。

< その他 >

- ① 事業計画書について
 - 研究・活動計画および方法の項目について、年次ごとの計画を記入してください。
 - ② 支出見積書について
 - アルバイト賃金の時間単価は、学生 1,100 円、一般 1,200 円です。人数・日数・時間数を明記してください。また、一般アルバイトには交通費を賃金から支出することになりますので積算にご注意ください。
 - 専任教員以外の共同研究者の出張旅費については、旅費交通費支出ではなく渉外費に計上してください。
 - 基本は研究費取扱い要項に則った支出で計上してください。
 - 学生が関わるプロジェクトの場合は、その関わり方について詳細に記載してください。
- 予算見積書の作成は[研究費取扱い要項](#)に準拠いただき、不明な点がありましたら、企画室担当までお知らせください。